

加工品を開発したい

事業名	6次産業化総合支援事業（6次産業化オープンラボラトリーの設置）												
分類	【6次産業化】												
事業要旨	6次産業化オープンラボラトリー（開放実験室）の設置により、6次産業化に取り組む農業者を支援します。												
事業概要	<p><6次産業化オープンラボラトリーとは> 地域の農産物を加工した商品開発のために、試作や加工技術の習得に取り組むための実験室で、農産加工指導センターに設置されています。</p> <p>※農産加工指導センター 場所：笠間市安居 3165-1（農業総合センター園芸研究所内）</p> <p>〔事業内容〕 (1) 下記利用資格に該当する方は、新たな加工技術による試作・商品開発をするための機材を整備した6次産業化オープンラボラトリーを活用できます。 (2) 農産加工や衛生管理等の専門知識を有する指導員から、加工技術や商品開発に対する助言・指導を受けることができます。</p> <p>〔利用資格〕 農業者、加工グループ、 これから6次産業化を目指して農産加工活動に取り組む予定の者等</p> <p>〔利用手続き〕 施設を利用する場合は事前予約が必要です。 事前予約は、最寄りの農林事務所経営・普及部門または農業改良普及センターを通してご相談ください。</p> <p>〔留意事項〕 施設利用料は無料ですが、実験材料（調味料などを含む）はすべて利用者に用意していただきます。（事前に指導員との打合せを行って準備してください）</p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 研究・普及G TEL:029-301-3936 農業総合センター農産加工指導センター TEL:0299-48-2801 最寄りの各農林事務所経営・普及部門 または 地域農業改良普及センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">農林事務所経営・普及部門</th> <th style="width: 50%;">地域農業改良普及センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3340</td> <td>常陸大宮：0295-53-0116</td> </tr> <tr> <td>県央（水戸）：029-227-1521</td> <td>笠間：0296-72-0701</td> </tr> <tr> <td>鹿行（鉾田）：0291-33-6193</td> <td>行方：0299-72-0256</td> </tr> <tr> <td>県南（土浦）：029-822-7242</td> <td>稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td> </tr> <tr> <td>県西（筑西）：0296-24-9206</td> <td>結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td> </tr> </tbody> </table>	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256	県南（土浦）：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター												
県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116												
県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701												
鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256												
県南（土浦）：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109												
県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134												

農業経営を開始するために必要なことを学びたい

事業名	経営スタートアップ講座（いばらき農業アカデミー事業）
分類	【新規就農、企業参入】【経営改善、技術習得】
事業要旨	茨城県において新たに農業経営を開始する方や経営を開始して間もない方を対象として、経営管理に必要な知識や営農ビジョンを具体化するための事業計画作成手法の習得を図る講座を開設します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 茨城県（農業経営者の教育若しくは経営支援等に関する知見や研修の実績を有する民間団体に委託）</p> <p>〔受講対象者〕 県内において次に掲げる1から3のうちいずれかの要件を満たし、就農（予定）時の年齢が原則50歳未満で、就農後に県内を拠点として経営発展を図る意志を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 親元就農または雇用就農をしている。 2 独立・自営就農を目指し、概ね1年以上の技術研修を受けている。 3 独立・自営就農をしており、農業経験が5年未満である。 <p>〔講座内容〕 (講義)：経営理念・経営方針、生産管理、財務管理、マーケティング・販売管理、労務管理、先進農家による講演等 (演習)：事業計画作成</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座回数：10回程度 ・受講者数：20名程度（受講希望者数が20名を上回る場合は、翌年度以降への御案内となる可能性もあります。） ・開催期間：令和6年6月～令和7年2月（予定） ・開催場所：農業総合センター 他 ・受講料：無料 <p>※「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので、 詳細はHPをご覧ください http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp</p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936</p>

新規就農に関する相談をしたい

事業名	新規就農相談センター事業
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	茨城県の就農相談のワンストップ窓口である公益社団法人茨城県農林振興公社が、就農希望者に対して、就農相談会の開催や県内就農事例の発信、就農支援制度に関する情報提供等を行い、就農相談から実際に就農するまでの支援を行います。
事業概要	<p>〔事業主体〕 公益社団法人茨城県農林振興公社</p> <p>〔主な事業内容〕</p> <p>(1) 就農相談・就農啓発 就農相談員が、就農希望者からの様々な相談に応じます。 また、県内を中心に、就農相談会や就農啓発講座等を開催し、就農相談に応じるとともに茨城農業の魅力や就農支援に関する情報を提供します。</p> <p>(2) 就農前研修支援 就農前に行う研修（インターンシップ等）を支援します。 インターンシップについては、就農希望者に対して受入農家を紹介し、県内の優れた農業者の経営や取組を直接学ぶ機会を提供します。 また、就農に向けて技術や知識を学ぶ長期研修（期間：1～2年）については、就農希望者に対して、就農予定地域や就農形態等に応じて県内の研修機関の紹介等を行います。</p> <p>(3) 雇用就農支援（無料職業紹介事業） 就農相談員が、求職者からの就職相談に応じるとともに、県内農業法人等の紹介・斡旋、求人情報の管理を行い、雇用就農を支援します。</p> <p>(4) 「茨城就農コンシェル」による情報発信 就農支援ポータルサイト「茨城就農コンシェル」において、就農希望者に対して先輩農業者の就農・経営事例等の紹介や就農相談会等の案内、県内農業法人や就農支援制度に関する情報等を発信します。</p> <p>〔問合せ先〕 公益社団法人 茨城県農林振興公社 〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1 TEL：029-350-8686 ホームページ：http://www.ibanourin.or.jp/concier/ 「茨城就農コンシェル」で検索してください。</p> <p>農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844</p>

雇用に伴う研修支援をしたい

事業名	雇用就農資金
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関に対して、資金を助成します。
事業概要	<p>【事業主体】 全国農業会議所</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付します。</p> <p>(2)新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。</p> <p>(3)次世代経営者育成タイプ 農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために、先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して行う研修にかかる経費を助成します。</p> <p>【主な補助要件】 ※詳細は、(一社)茨城県農業会議業務部にお問合せください。</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ及び(2)新法人設立支援タイプ (農業法人等の要件)</p> <p>ア 新規雇用就農者との間で期間の定めのない雇用契約(正社員)を締結すること。 イ 労働環境の改善に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと ウ 雇用保険、労災保険に(法人の場合は健康保険、厚生年金保険にも)加入させること。 エ 1週間の所定労働時間が35時間以上であること。(新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可) オ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること。</p> <p>(法人等雇用就農者の要件)</p> <p>ア 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下(採用時点)の者。 イ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。 ウ 過去の農業就業期間が5年以内であること。</p> <p>(3)次世代経営者育成タイプ (派遣元農業法人等の要件)</p> <p>ア 派遣研修生を本事業での研修終了後1年以内に、当該農業法人等の役員等に登用すること。 イ その他採択基準を満たす者。</p> <p>(派遣研修生の要件)</p> <p>ア 原則55歳未満であること。</p> <p>【補助限度額・補助率】</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 年間最大60万円、最長4年間 (2)新法人設立支援タイプ 年間最大120万円、最長4年間(3~4年目は最大60万円) (3)次世代経営者育成タイプ 月最大10万円、最短3か月~最長2年間</p> <p>【問合せ先】 (一社)茨城県農業会議業務部 TEL:029-301-1236</p>

新たに農業を始めたい

事業名	新規就農総合支援事業 (就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業、サポート体制構築事業)
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付及び経営発展のための設備投資への支援等により、経営者マインドを備え儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。
事業概要	<p>〔事業主体〕 (1)就農準備資金 県又は市町村 (3)経営発展支援事業 市町村 (2)経営開始資金 市町村 (4)サポート体制構築事業 市町村・協議会等</p> <p>〔事業内容〕 (1)就農準備資金 研修期間中の研修生(就農時 49 歳以下)に対して資金を助成します(最長 2 年間)。 (2)経営開始資金 新たに経営を開始する者(就農時 49 歳以下)に対して資金を助成します(最長 3 年間)。 (3)経営発展支援事業 新たに経営を開始した認定新規就農者(就農時 49 歳以下)のうち、県が定める要件を満たし、かつ、国の採択を受けた農業者に対して、機械・施設や家畜の導入、果樹・茶改植等に要する経費を支援します。 ただし、(2)の経営開始資金の交付を受ける者は対象外です。 (4)サポート体制構築事業 伴走機関が行う実践的な研修農場の整備等を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕 (1)就農準備資金の主な補助要件等 ア 就農時の年齢が原則 49 歳以下であること イ 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等 (2)経営開始資金の主な補助要件等 ア 独立・自営就農時の年齢が原則 49 歳以下であること イ 認定新規就農者であること ウ 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等 (3)経営発展支援事業の主な補助要件等 ア 就農時の年齢が原則 49 歳以下であること イ 認定新規就農者であること 等 ※県・国の採択審査あり (4)サポート体制構築事業 ア 市町村等との新規就農者のサポート体制が構築されていること 等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 予算の範囲内で以下の資金を交付する。 (1)就農準備資金 年間 150 万円(最長 2 年間) (2)経営開始資金 年間 150 万円(最長 3 年間) (3)経営発展支援事業 補助対象事業費上限 1,000 万円 (4)サポート体制構築事業 事業の種類による</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL : 029-301-3844 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 県北 TEL:0294-80-3301、県央 TEL:029-350-3017、鹿行 TEL:0291-33-6285、 県南 TEL:029-822-7083、県西 TEL:0296-24-9164 ※内容は変更される場合があります。</p>

商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい

事業名	茨城県農業ビジネス保証制度														
分類	【新規就農、企業参入】														
事業要旨	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が創設しています。併せて、県が保証料の補助を行います。														
事業概要	<p>〔対象者〕 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人</p> <p>〔支援の内容〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">資金使途</td> <td>茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金) ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>5,000 万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>・一括返済の場合 2 年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 設備資金 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>金融機関所定利率</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>茨城県信用保証協会の信用保証付き</td> </tr> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>借入金額に対し 0.8%</td> </tr> <tr> <td>保証料補助</td> <td>保証料の 50%を補助</td> </tr> </table> <p>〔利用方法等〕 商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 団体・金融G TEL : 029-301-3862</p>	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金) ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む	融資限度額	5,000 万円	融資期間	・一括返済の場合 2 年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 設備資金 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	融資利率	金融機関所定利率	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き	信用保証料率	借入金額に対し 0.8%	保証料補助	保証料の 50%を補助
資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金) ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む														
融資限度額	5,000 万円														
融資期間	・一括返済の場合 2 年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 設備資金 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)														
融資利率	金融機関所定利率														
信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き														
信用保証料率	借入金額に対し 0.8%														
保証料補助	保証料の 50%を補助														